



企業で障害者雇用につながる 実践能力習得訓練コースを実施しませんか？

訓練受講者：貴社での採用を希望する障害のある方

- 訓練で実際の仕事を体験していただくことで、その方の実力や適性を判断することができます。

訓練期間：1か月（月 60 時間～100 時間）から

- 実施企業や訓練受講者の要望を調整し、訓練期間と訓練時間帯を決めていきます。

訓練内容：業務の補助作業や実際の業務

- 従業員から聞き取りをして、担当して欲しい業務や担当可能な業務を切り出してください。

委託料

- ・ 中小企業：9.6万円（税別）
- ・ 中小企業以外：6.4万円（税別）
（訓練生1人/月額）

- ・ 障害のある方の雇用経験がないので、指導方法が不安
- ・ 実際にどの程度の仕事ができるのか、すぐに辞めないか不安
- ・ 障害のある方への接し方がわからなくて不安



訓練を実施することで、障害のある方を雇用する上で必要になる作業手順や職場ルールの伝え方の理解が深まり、多様性に関する従業員の意識改革にもつながります。

また、障害の特性に応じた業務内容で採用することで、障害者雇用への不安が軽減されます。



【お問合せ先】 広島障害者職業能力開発校（障害者委託訓練担当）

〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-23

TEL:082-254-1766(平日9時～17時) FAX:082-254-1716



障害者委託訓練の HP

訓練から採用までの流れ



- ・ 必要な書類の作成は、主に当校の支援員が行います。
- ・ 訓練中は雇用ではないため、訓練受講者への賃金の支払いは必要ありません。
- ・ 訓練生の労災事故に備え、県の負担で労災保険の特別加入をします。
- ・ 途中退校の場合、委託料が減額になることがあります。